

令和2年5月7日

保護者 各位

時津町学校給食公社

理事長 吉田 義徳

(公印省略)

学校の臨時休業に伴う給食費の調整について（お知らせ）

惜春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、学校給食に対して御協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、4月22日からの臨時休業に伴う給食費の減額についてお問い合わせをいただいておりますので、給食費の調整についてお知らせします。

中学校の給食費は、[※]年間給食回数 × 給食単価（303.44円）で1年間の給食費を計算して11ヶ月に分けて納付していただいております。

現在、新型コロナウイルス拡大防止策として、4月22日から5月8日までの臨時休業に伴い給食も停止しているため給食回数が減少しています。今後の緊急事態宣言の動向を踏まえて学校の再開が決定されますので、今回の臨時休業に伴う給食費については、令和3年3月分（給食停止日数によっては2月、3月分）で調整させていただきたいと考えております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 年間給食回数は、遠足や修学旅行などの学校行事で給食を食べない等により、各学校、学年で異なります。